新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 令和３年度高知県医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金交付要綱（趣旨）第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和３年度高知県医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。第２条～第11条（略）附　則１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。２　この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第７条、第８条第６号から第９号まで、第９条第３項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。別表第１、第２（略） | 令和２年度高知県医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金交付要綱（趣旨）第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和２年度高知県医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。第２条～第11条（略）附　則１　この要綱は、令和２年６月11日から施行する。２　この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第７条、第８条第６号から第９号まで、第９条第３項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。別表第１、第２（略） |